

杉戸町告示第136号

(仮称) 杉戸町手話言語条例検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年6月5日

杉戸町長 窪田 裕之

(仮称) 杉戸町手話言語条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 手話が言語であるとの認識に基づき、地域において手話を使用しやすい環境の構築に関する基本理念を定め、手話の理解及び普及を図り、聞こえない人と聞こえる人が共生することのできる地域社会の実現を目的とした(仮称) 杉戸町手話言語条例(以下「条例」という。)の制定に向けた検討を行うため、(仮称) 杉戸町手話言語条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 条例に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (2) 手話の普及のために必要な取組に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 聴覚障がい者又はその家族
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 福祉関係機関関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、条例の制定に係る業務の完了までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第4条の委員の任期の満了の日限り、その効力を失う。